

感染症の予防について

集団生活の場である学校は、感染症や食中毒を媒介する場となりやすいため注意が必要です。

学校保健安全法第19条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

感染症が発生した場合は、学校保健安全法第19条により、校長は出席停止をさせることができます。出席停止となった場合は、医師から登校許可が出たら登校できます。再登校する際には医療機関の証明が必要となりますので、医療機関にて「治癒証明書」に必要事項を記入していただき、提出してください。インフルエンザについては、「インフルエンザ罹患報告書」に保護者が必要事項を記入し、提出してください。各用紙はホームページからダウンロードできます。再登校の際には「治癒証明書（インフルエンザ罹患報告書）」を授業に出る前に担任へ提出してください。※新型コロナウイルス感染症については、提出書類等はありません。

学校において予防すべき感染症の種類（学校保健安全法施行規則第18条、19条）

	感染症の種類	考え方	出席停止の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症	感染症予防法の一類感染症、二類感染症（結核を除く。）、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症	空気感染または飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高いもの	○インフルエンザ：発症した後五日を経過し、かつ解熱した後二日を経過するまで ○新型コロナウイルス：発症した後五日を経過し、かつ症状が軽快した後一日を経過するまで ○百日咳：特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ○麻疹：解熱した後三日を経過するまで ○流行性耳下腺炎：耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ○風しん：発しんが消失するまで ○水痘：すべての発しんが痂皮化するまで ○咽頭結膜熱：主要症状が消退した後二日を経過するまで ○結核・髄膜炎菌性髄膜炎：病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症・感染性胃腸炎等）	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ※第三種その他の伝染病については、学校医と相談の上決定します。